

# 彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この要綱は、リサイクル製品の認定及び普及の促進に関し必要な事項を定めることにより、グリーン購入の推進と廃棄物等の発生抑制、再生利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の廃棄物最終処分量（率）の削減と循環型社会の形成に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 廃 棄 物 等 循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
- (2) 循 環 資 源 循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- (3) リサイクル製品 埼玉県内で発生する循環資源を利用した製品であつて、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達物品に該当する製品又は循環型社会の形成に資すると認められる製品をいう。
- (4) 従 来 製 品 循環資源を原材料に利用していない既存の製品をいう。
- (5) 認 定 事 業 者 第3条の認定を受けた者をいう。

## 第2章 認 定 等

### (認 定)

第3条 埼玉県知事（以下「知事」という。）は、第1条に規定する目的の達成に資するものと認められ、かつ次の各号に掲げる認定の要件（以下「認定要件」という。）に適合すると認められる製品を「彩の国リサイクル製品」（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

- (1) 従来製品の代わりに使用できること。
- (2) 県内で安定的に販売されていること。
- (3) 埼玉県内で発生する循環資源を原材料に使用していること又は埼玉県が関与する廃棄物リサイクル拠点である「彩の国資源循環工場」で製造されていること。
- (4) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造されていること。
- (5) 原材料調達、製造、販売、廃棄等において各種法令が遵守されていること。
- (6) 別表第1に掲げる認定基準を満たしていること。

2 知事は、前項の要件に加えて下記の要件のいずれにも適合するものを認定製品のうち「彩の国特選リサイクル製品」として認定することができる。

- (1) 認定製品の単価が同等の性能を有する従来製品の単価と比較して同額以下のもの又は同一の仕様（規格）及び性能を有する製品等の単価と比較して同額以下のもの。
- (2) 埼玉県内の直営工場で製造されたもの又は埼玉県内に本店若しくは本社を置く会社の直営工場（県外の直営工場でも可）により製造されたもの。

### (申請等)

第4条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、彩の国リサイクル製品認定申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、別に定める募集期間内に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該製品を業として製造する製造事業者又は製造、販売に係る形態等を勘案し実質的な製造事業者と認められる者が行わなければならない。

3 募集期間や募集品目等の詳細については、県が別に募集案内を定め、公表する。

4 申請者が、当該申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、彩の国リサイクル製品認定申請取下げ書（第2号様式）を提出しなければならない。

（申請者の欠格事由）

第5条 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合は、申請者になることはできない。

（審査及び認定手続き）

第6条 知事は、第4条第1項の申請があったときは、第3条に規定する認定要件への適合状況等に関して必要な審査を行わなければならない。

2 知事は、第13条の規定に基づいて設置する彩の国リサイクル製品認定審査会（以下、「審査会」という。）の意見を聴いた上で、前項の審査を行うものとする。

3 知事は、審査に必要な場合は、申請者に対して追加資料の提出及び追加試験の実施を指示することができる。ただし、この場合の費用は申請者の負担とする。

4 知事は、第3条に基づく認定に当たり、特に必要があるものと認められるときは、認定の条件を付すことができる。

5 知事は、第3条に基づく認定をしたときは、申請者に対し彩の国リサイクル製品認定証（第3号様式）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

（有効期間）

第7条 認定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再度認定を受けることを妨げない。

2 認定事業者が再度認定を受けるときは、有効期間が満了する年度の募集期間中に、彩の国リサイクル製品認定申請書（第1号様式）により、知事に認定の更新を申請しなければならない。

3 前条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

4 第1項ただし書きにより再度認定を受けたときは、当該認定日の前日をもって従前の有効期間が満了したものとみなす。

（変更申請）

第8条 認定事業者は、別表第2に掲げる変更が生じたときは、速やかに彩の国リサイクル製品認定変更申請書（第4号様式）により、その旨を知事へ申請し、審査を受けなければならない。

ただし、別表第3に掲げる軽微な変更が生じたときは、事由発生日から30日以内に彩の国リサイクル製品認定変更届出書（第5号様式）により、その旨を知事へ届け出ることとする。

2 第1項の審査は第4条から第6条までの規定を準用する。

3 第1項の変更認定を受けたときの有効期間は、従前の有効期間の残存期間とする。

（認定の辞退の届出）

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、彩の国リサイクル製品認定辞退届出書（第6号様式）により遅滞なく認定の辞退を知事へ届け出なければならない。

（1）認定製品が認定要件に適合しないこととなるとき。

（2）認定事業者が第6条第4項の認定の条件を履行できなくなったとき。

(3) 認定事業者が認定製品の製造を廃止するとき。

2 前項の規定のほか、認定事業者は特別の事情がある場合は、彩の国リサイクル製品認定辞退届出書（第6号様式）により、認定の辞退を届け出ることができる。

(認定の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消することができる。

(1) 認定製品が認定要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 認定事業者が第5条の申請者の欠格事由に該当したとき。

(4) 認定事業者が正当な理由なく第6条第4項の認定の条件を履行しなかったとき。

(5) 認定事業者が第8条第1項及び前条第1項の規定に違反したとき。

(6) 認定事業者が第14条第1項の規定による報告をしなかったとき並びに、正当な理由なく職員による立ち会い、調査、質問等に応じなかったとき。

(7) その他知事が特に必要と認めるとき。

(8) 前条の規定により、認定の辞退の届出があったとき。

2 知事は、前項の認定の取消しを行うときは、必要に応じ審査会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の認定の取消しを行ったときは、彩の国リサイクル製品認定取消し通知書（第7号様式）により認定事業者に通知するとともに、認定事業者の同意を得た上で、速やかに公表するものとする。

4 認定事業者は、前項の通知があったときは、速やかに認定証を返還しなければならない。

5 第1項第1号から第7号までの規定により認定を取り消された者は、当該取消しのあった日から起算して5年を経過した後でなければ、第4条第1項の申請を行うことができない。

6 第1項の規定による認定の取消により損失が生じた場合は、当該認定を取り消された者がその責めを負うものとする。

### 第3章 県及び認定事業者の責務

(県の責務)

第11条 県は、物品等の購入において目的を満足し得る認定製品があるときは、当該製品を積極的に使用するよう努めるものとする。

2 県は、市町村に対し、認定製品の積極的な使用に配慮するよう協力を求めるものとする。

3 県は、認定製品の使用と普及拡大を図るため、県民及び事業者、関係機関等に対し、認定製品に関する情報提供に努めるものとする。

(認定事業者の責務)

第12条 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければならない。

2 認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともに認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。

3 認定事業者は、各年度の4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績を彩の国リサイクル製品販売実績報告書（第8号様式）により知事へ報告しなければならない。

## 第4章 審査会

### (設置)

第13条 知事は、第6条第2項、第8条第1項及び第10条第2項の規定による意見を聴取するため、審査会を設置する。

2 前項の規定による審査会の構成・運営については別に定める。

## 第5章 報告の徴収等

### (報告の徴収等)

第14条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者若しくは認定事業者に対して循環資源を供給する者（以下「認定事業者等」という。）から認定製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は認定事業者等の同意を得た上で、その職員に、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、認定製品の製造等の状況に関し、設備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## 第6章 雑則

### (表示)

第15条 認定事業者は、認定製品に別に定める認定マーク及び認定を受けた旨の表示又はそのいずれかを付すことができるが、「景品表示法」に定める不当表示とならないよう配慮すること。

2 何人も、認定製品以外の製品に認定マーク若しくは認定を受けた旨の表示又はこれと誤認する表示を付してはならない。

### (庶務)

第16条 この要綱に関する事務は、埼玉県環境部資源循環推進課において処理する。

### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）認定基準

区 分		認定基準
1 安全性	(1) 特別管理廃棄物	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原則として原材料に使用していないもの。</p> <p>※例外：特別管理一般（産業）廃棄物を原材料とする場合でも、原材料の無害化に特段の配慮がなされ、製造される製品が安全であることが認められる場合は認定することができる。</p>
	(2) 有害物質	<p>環境中に溶出する可能性のある製品については、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（溶出量）に適合すること。</p> <p>イ) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項（含有量）の規定による基準に適合していること。</p> <p>ウ) 溶融スラグに関しては、「JIS A5031一般廃棄物，下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」又は「JIS A5032一般廃棄物，下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の有害物質の溶出量及び含有量の基準に適合すること。</p>
	(3) ダイオキシン類	<p>ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準に基づいて実施する測定の結果が250pg-TEQ/g未満であること。</p>
	(4) 石綿	<p>ア) 原材料に廃石綿等及び石綿含有廃棄物を含まないこと。</p> <p>イ) 製品が石綿含有廃棄物に該当しないこと。</p>
	(5) 放射性物質	<p>製品の放射性セシウム濃度が100Bq/kg以下であること。</p>
2 品質		<p>ア) 埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目の判断の基準等に適合していること。</p> <p>イ) 埼玉県土木工事共通仕様書の各項目に適合すること又は埼玉県建築・電気設備・機械設備工事特別共通仕様書第1章1節で適用する標準仕様書各章に規定する材料に適合すること。</p> <p>ウ) ア、イに該当しない場合は以下の基準を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産業規格（JIS）</li> <li>・日本農林規格（JAS）</li> <li>・エコマーク認定基準</li> <li>・上記以外の公的機関等が定める基準又は類似製品の基準</li> </ul>

<p>3 循環資源の利用割合</p>	<p>本要項に定めるもののほか、次の基準を満たすこと。ただし、本要項に定める循環資源の割合未滿であっても、合理的な理由が明確に示す書類が提出され、審査会が適当であると認める場合は、この限りでない。</p> <p>ア) 埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目の判断の基準に循環資源の利用割合が示されている場合は、その基準を満たしていること。</p> <p>イ) アに該当しない場合は、原則として公的機関等が定める他の基準又は類似製品の基準によるものとする。</p>
--------------------	--

備考 原則として、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目に該当する製品であること。上記に該当しない場合、事前に埼玉県環境部資源循環推進課に相談すること。

別表第2（第8条第1項関係）変更申請事項

項 目	変更の内容（申請事項）
1 規 格	認定製品の規格を変更し、又は追加しようとするとき。（ただし、試験等を必要としない軽微な変更の場合は届出とする。）
2 製造事業所	認定製品の製造事業所を移転し、又は追加しようとするとき。
3 原 料	循環資源の使用割合の変更や原料を追加、又は変更しようとするとき。
4 そ の 他	認定製品の安全性、品質に影響があると認められる変更をしようとするとき。

備考 規格の変更とは、認定製品の使用目的、規格寸法的大幅な変更の他、認定基準に対する適合性を各種書類や現地確認、試験結果等により確認する必要がある場合をいう。認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。

別表第3（第8条第1項関係）変更届出事項

項 目	変更の内容（届出事項）
1 認定事業者	認定事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつてはその代表者の氏名を変更するとき。
2 製 品 名	認定製品の製品名を変更するとき。
3 規 格	認定製品の規格を変更（試験等を必要としない軽微な変更に限る）するとき。
4 製造事業所	（1）認定製品の製造事業所の名称を変更するとき。 （2）住居表示の変更等により、認定製品の製造事業所の所在地の表示が変更されるとき。
5 原 料	認定製品の一部の原料の利用を止めるとき。（安全性、品質に影響が無いと認められる場合）
6 利用割合	認定製品の原料となる循環資源の利用割合を、認定基準に適合する範囲で変更するとき。（安全性、品質に影響が無いと認められる場合）

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。